

彦根市

はーとふる メッセージ

2026

募集期間

7月1(水)~12月10日(木)

募集作品

作文、標語、ポスター・絵手紙

応募資格

彦根市に**在住**、**在学**または**在勤**の人

応募・問合せ先

彦根市企画振興部人権政策課

☎ 0749-30-6115

✉ jinken@ma.city.hikone.shiga.jp



彦根市はーとふるメッセージ 2026 募集要項

1 目的

人権に関する作品の募集を通じて、人権について考える機会を提供するとともに、応募作品を今後の啓発に活用し、もって市民の人権意識の高揚とあらゆる人権問題の解決に資することを目的とします。

2 主催者 彦根市・彦根市教育委員会

3 応募資格 彦根市に在住、在学または在勤の人

4 部門および各部門作品の要件

部門	文字数など	使用する用紙など
作文	おおむね 800～1200 字程度 ※作文・エッセイ・詩など表現形式は自由 ※詩の場合は、字数制限なし	原稿用紙 (A4 または B4・縦書き・1 枚 400 字) ※高等学校、企業は、Word データで提出 ※その他は、紙媒体での提出も可
標語	制限なし ※ただし、簡潔に	自由 ※高等学校、企業は、Word データで提出 ※その他は、紙媒体での提出も可
ポスター・絵手紙	絵をメインとしながら、文字でのメッセージを盛り込むこと ※字数制限はないが、簡潔に	○ポスター …380 mm×540 mm (4ツ切り画用紙の大きさ・向きは自由) ○絵手紙 …100 mm×148 mm (官製はがきの大きさ・向きは自由)

※規格から大きく外れる作品の場合、受付できないことがあります。

《各部門共通》

以下のいずれかの内容を含む作品であること。また、未発表の作品であること。

- ・様々な人権問題 (部落差別、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人の人権など) に関して人権尊重を訴える内容
- ・日々の生活の中で感じた人権を守ることの大切さ や 差別のない明るく住みよいまちづくりの大切さ などについて訴える内容

5 応募方法

(1) 個人…作品に「題名、氏名(ふりがな)、住所、電話番号および FAX 番号」を明記し、下記応募先に提出

(2) 団体 (保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校および企業など)

…①作品に、「題名、氏名(ふりがな)、団体名(教育機関は、学年および組名も)」を明記

②団体で作品を取りまとめ、「応募とりまとめ票」に必要事項を記入

③作品と応募とりまとめ票を、下記応募先に提出

(窓口持参・郵送) 〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市企画振興部人権政策課

(Eメール) jinken@ma.city.hikone.shiga.jp ※Eメール・彦根市電子申請サービスによる提出は、作文・標語に限る。

(彦根市電子申請サービス) 右のQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

6 応募点数

(1) 個人…部門ごとに「1人1点」まで

(2) 団体 (保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校および企業など)

…部門ごとに「各校(園)の学級総数」まで

※企業および学級総数が10未満の学校(園)については、10点まで



彦根市電子申請サービス
QRコード

7 募集期間

令和8年(2026年)7月1日(水) ～ 同年12月10日(木) ※郵送の場合、最終日の消印有効

8 入選作品の選考・発表

・入賞作品の選考を実施します(部門ごとに特選2点、入選4点程度)。

・入賞作品の発表は、令和9年2月頃に本人に通知するほか、彦根市ホームページ等で発表します。

・入賞作品の著作権は主催者に帰属することとし、作品展等で掲出するなど啓発資料として活用します。入賞者の事業所(団体)名、学校(園)名、学年および氏名は原則、公表します(公表を希望されない場合は、お問い合わせください)。また、入賞作品は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

・入賞作品をもとに各種啓発資料を作成する際に、作品の一部(誤字・脱字等)を修正する場合があります。

9 その他

・生成AI や自動作成ツールを使用した作品は応募できません。

・盗作または他の作品と酷似しているものは選考から除外します。

はーとふるメッセージ 2026
 応募とりまとめ票（幼保園・教育機関用）

学校（園）名	学級総数

応募点数

	作文	標語	ポスター ・絵手紙
応募点数	点	点	点

※注意 応募点数は各校（園）の学級総数が上限となっております。ご注意ください
 （学級総数が10未満の学校は、10点まで応募可）。

住 所	〒		
担当者名			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
チェック欄	<input type="checkbox"/> 応募点数が学級総数以内であることと、すべての作品に学年および氏名が記載されていますか。		

はーとふるメッセージ 2026
 応募とりまとめ票（事業所・団体用）

事業所（団体）名

応募点数

	作文	標語	ポスター ・絵手紙
応募点数	点	点	点

※注意 標語部門の応募点数は、10点以内となっています。ご注意ください。

住 所	〒		
担当者名		電話番号	
所 属		FAX 番号	
メールアドレス			

絵手紙とは…

絵手紙は、絵ハガキではなく「絵のある手紙」です。
絵とメッセージの両方が主役であり、絵の上手・下手だけではなく、「心を込めて書くこと」が最も大切です。

また、絵手紙の魅力は、何とんでも「手軽さ」です。サイズも小さく、絵の具以外にも色鉛筆や色ペン、クレヨンなどを使って簡単に作成することも可能です。



この機会に、あなたも「絵手紙」に挑戦してみませんか。

人権の大切さを訴える
あなたのメッセージを届けてください。

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市企画振興部人権政策課

(電 話) 0749-30-6115

(F A X) 0749-24-8577

(Eメール) jinken@ma.city.hikone.shiga.jp